

令和7年度明石市乳児等通園支援事業実施事業者募集要項

1 公募の趣旨

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

本要項は、令和8年度の同事業の実施に際して、実施事業者の選定等について必要な事項を定めるものです。事業実施の応募にあたっては、本要項及び「明石市乳児等通園支援事業実施基準」を十分にご確認ください。

2 募集事業者（事業主体）

次に掲げる条件をすべて満たしている事業者とします。

- (1) 明石市内において、次のア～エに掲げる施設を1年以上（令和7年4月1日時点）運営している法人、任意団体、又は個人であること。
 - ア 認可保育所
 - イ 認定こども園
 - ウ 小規模保育事業所
 - エ 認可外保育施設（但し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- (2) (1) ア～エの施設において、乳児等通園支援事業で受け入れ仕様とする年齢の児童の受け入れ実績があること。
- (3) 明石市内で運営する全ての施設について直近の実地指導監査で文書指摘事項がない、又は指摘事項については改善報告がなされていること。
- (4) 令和4年度から令和6年度における法人全体の保育士の離職率が50%以下であること。
- (5) 明石市の子育て施策及び保育行政を理解し、積極的に協力できること。
- (6) 選定法人自らが本事業を運営すること（事業の運営を第三者に委託することはできない）。但し、企業主導型保育事業所、病院内保育所等の事業所が運営する保育施設において、当該事業所が現に保育運営を委託している受託事業者に対し、その委託している保育事業に併せて乳児等通園支援事業の運営を委託する場合を除く。
- (6) 債務超過及び直近3か年の連続した損失計上がないこと。ただし、設立からの会計年度が3年に満たない場合は設立年度から連続した損失計上がないこと。
- (7) 法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料及び介護保険料を完納していること。

- (8) 明石市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (9) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 3 項第 4 号イ～ルのいずれにも該当しないこと。
- (10) 社会福祉法人又は学校法人以外の法人または個人が申請する場合は、「乳児等通園支援事業の認可等について」(令和 7 年 2 月 26 日こ成保発第 154 号)第 1、2(2)ア～エ及び(3)ア～エをすべて満たすこと。

3 事業内容

(1) 利用対象となることも

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども。ただし、実施予定施設の構造や職員の配置状況により受入れ可能月齢、年齢を限定することは可とします。

(2) 利用方法

こども一人当たり月 10 時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。また、一度の利用は最低 1 時間以上とし、以降は 30 分単位での利用とします。

国が基盤整備するシステム(総合支援システム)により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理は施設が行います。なお、同一の利用者に対し、一時預かりなど他の制度に基づいて月 10 時間を超える施設の利用をすることを妨げるものではありません。

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなどを設定し、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをしなければなりません。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると明石市が判断した場合には、この限りではありません。

利用状況の把握

認定 面談 予約 利用 請求

利用者

事業所

市区町村

利用申請
市区町村の窓口やマイナポータルのびったりサービス等を想定

利用者・こどもの情報の登録
制度履行のため、個人情報の提供に関する同意を得た上で、利用者アカウントにログインし、アレレギ情報を登録

事業所の検索

面談の日程調整
日程調整後に面談を実施

予約

面談実施可能枠の登録

予約可能枠の登録

予約開始
2次元コードを読み取り、開始時刻を打刻

予約終了
2次元コードを読み取り、終了時刻を打刻

預かり
こどもの様子をシステムに入力

請求
利用実績に応じて公費分を請求

請求書受領

終了

審査
利用者からの申請に基づき実施

利用認定
利用者にアカウント発行

利用状況の把握

事業の実施方法は、次のとおりとします。いずれの方法も、一定の利用定員を設定し、認可を受ける必要があります。なお、2（1）ア～エに掲げる事業者が運営する保育施設（以下、「既存保育所等」という。）と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、既存保育所等の職員配置や面積基準等の要件を満たしたうえで、乳児等通園支援事業の基準を満たすようにしてください。

イ 独立実施型：乳児等通園支援事業の専用室を設けて預かる方法

利用料は次の項目を遵守のうえ、事業者が利用者から直接徴収してください。

- 3

③住民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯・・・90 円/時間

④要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、明石市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合・・・150 円/時間

(5) 給食の提供

- ・給食の提供は、既存施設において、2 歳未満児に対する給食の提供を実施している実績がある場合に限り、事業者の判断により実施することができる。
- ・給食を提供する場合は原則として自園調理とする。ただし、一定の条件を満たす場合には外部搬入により食事を提供することも可とする（別紙参照）。
- ・アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。

4 職員資格及び職員配置について

(1) 職員資格

事業の実施にあたる職員(乳児等通園支援従事者)は、保育士資格を有する者に限ります。

通常保育や一時預かりと兼任する場合、対象経費を適切に区分し管理をしてください。また、それぞれの事業で専任要件がある場合、同一時間帯に複数の事業を兼務することはできません。

(2) 職員配置基準

配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人、1・2 歳児 6 人につき 1 人とします。利用児童の年齢及び人数に応じて、専ら当該乳児等通園支援事業に従事する職員として、保育士資格を有する者を配置してください。

また、配置基準に関わらず、配置する職員は原則 2 名を下回ることができません。ただし、既存保育所等の保育士による支援が受けられる状況にある場合は保育士 1 名で保育できる利用児童の範囲内において、1 名とすることができます。

5 設備・運営基準について

実施施設の一般的要件は以下の通りです。その他、設備・運営基準の詳細は「明石市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施基準」を十分にご確認ください。

- ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項に規定する検査済証が交付されていること。
- ・建築基準法における耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)を満たす建物であること
- ・面積基準として、0, 1 歳児 1 人あたり 3.3 m²以上、2 歳児 1 人あたり 1.98 m²以上の

有効面積を確保すること。

- ・有効面積の算定にあたっては、その面積そのものを直接安全に保育に供することができないスペース（以下に例を示す）は省くこと。

<有効面積から除くスペースの例>

- ・押入、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・床上 150cm 未満の位置にある吊り押入れ、吊り戸棚下
- ・手洗い台、ピアノ、おもちゃ箱等

6 運営補助費

令和8年度の「乳児等のための支援給付」については、国から情報が発信され次第、応募事業者に情報提供します。

※令和7年度は補助事業として運用されていますが、令和8年度からは新たな通園給付事業として位置づけられるため、内容が変更される可能性があります。令和7年度の補助単価は参考程度としてください。

【参考】令和7年度試行的事業における運営補助（こども一人1時間あたりの補助単価）

- ・0歳児 1,300 円 ・1歳児 1,100 円 ・2歳児 900 円 ・障害児加算 400 円
- ・要支援家庭のこども加算 400 円 ・医療的ケア児加算 2,400 円

7 公募の概要

(1) 公募エリア・施設数

明石市全域を対象とし、1カ月当たり30人以上の受け入れ枠を想定しています。

(2) 事業の開始時期

令和8年4月1日とします。以降の開始時期における時事業の募集については未定です。

(3) スケジュール

事前協議申請期間	令和7年10月1日（金）～17日（金）
事前協議実施期間	令和7年10月20日（月）～31日（金）
申込書提出期間	令和7年11月3日（月）～28日（金）
事業者決定	令和7年12月下旬
認可申請	令和8年1月上旬
事業開始	令和8年4月1日（水）

※事業者の決定から認可申請書類の提出までは期間が非常に短くなります。認可申請書類は応募者に対し11月下旬に通知しますので、事業者決定後すぐに提出できるよう、準備を進めてください。

8 応募（申請）方法

（１）事前協議の実施

応募を予定されている場合は、必ず事前協議の申請を行ってください。事前協議では事前協議申請書をもとに事業の計画や必須要件の充足等について確認するとともに、事業の実施に向けての相談を受け付けます。事前協議を経ていない応募は期限内であっても受付できませんのでご注意ください。

（２）事前協議について

【申込期間】

令和7年10月1日（金）～17日（金）17:00 まで

【申請方法】

事前協議申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、添付書類を添付して下記メールアドレス宛に事前協議の申込を行ってください。併せて、下記電話番号に連絡し、申し込みメールを送付したことについて確認のご連絡をお願いします。

【申込書送付先メールアドレス及び連絡先電話番号】

本要項末尾に記載

【事前協議の実施期間】

令和7年10月20日（月）～31日（金）（土日祝日を除く）

・以下の5区画で1事業者あたり30分程度

（10時～、11時～、14時～、15時～、16時～）

※事前協議申請書に希望日時を入力していただきます。

【事前協議の場所】

申込み受付時にこちらから案内します。

※明石市役所内の相談スペースを予定しています。

【必要書類（事前協議）】

・事前協議申請書（様式1）

・事業を実施しようとする施設の平面図、近隣配置図

※平面図には各室の壁芯面積を記載してください。また、本事業を実施しようとする保育室には、有効面積（P4「5 設備・運営基準について」参照）も併記してください。なお、応募申請にあたっては、有効面積の根拠資料（求積図、求積表等）の提出が必要となります。

・事業を実施しようとする建物の検査済証の写し

【注意事項】

・事前協議申請書に重大な不備がある場合や、添付資料の提出がない場合には、訂正を経てから、事前協議の日程調整をさせていただくことになります。

・事前協議申請を受理した後、こちらから日程調整の連絡をいたします。予約状況により、希望の日時に実施できない場合がありますのでご了承ください。

- ・来庁人数は3名以下としてください。
- ・必ず事業者が出席してください。当日不測の事情が生じた場合等も含めて、コンサルタントのみの出席による協議は実施できません。
- ・ヒアリングの中で、全事業者に共通する質問等があった場合には、事前協議実施期間中にホームページ上で回答を掲載します。

(3) 応募（申請）について

事前協議（訂正指示への対応を含む）を終えた事業者のみ、応募することができます。

【応募期間】

令和7年11月3日（月）～28日（金）17:00 まで

【応募方法】

本要項末尾に記載の電子メールアドレス宛に必要な書類をデータで提出してください。併せて、応募書類をメール送付した旨のお電話でのご連絡を必ずお願いします。なお、提出書類に不備がある場合等、当課へお越しいただき確認させていただく場合があります。

※word 又は excel で作成している資料については、必ずそのままの形式で提出してください（PDF 等に変換したデータは不可）。

※データでの提出が困難な場合は、事前に申し出てください。

【必要書類（応募）】

応募（申請）にあたって必要となる書類は、事前協議申請期間中にホームページ上に掲載します。

9 実施事業者の選定方法

本市に審査委員会を設置し、提出いただいた事業申込書や事業計画書等を基に、書面による審査を行います。また、審査に必要な場合、審査委員または事務局による追加のヒアリング及び事業所の現場確認を実施する場合があります。

選定にあたっては、次の審査項目のほか、地域や施設タイプのバランス等を踏まえ総合的に審査を行い、令和8年度予算の範囲内において、実施事業者を選定します。

<審査項目>

- ・法人の体制：財務状況、監査指摘の改善状況等
- ・事業方針：本事業に対する考え方や制度趣旨への理解、利用者に対する支援の考え方
- ・事業実績：受入れ年齢に応じた事業実績、既存施設における運営内容の評価等
- ・事業計画：定員構成、職員配置体制、開所日時等

など

10 選考結果の通知について

申請者あてに書面で通知します。

11 その他留意事項

- (1) 設備・運営基準及び職員配置基準は「明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」(案)が明石市議会で可決された場合に実施内容として確定するため、審議の状況によっては、内容を変更する場合があります。
- (2) 本事業の実施に関係して、送迎等に車両を用いることはできません。
- (3) 明石市児童福祉専門分科会認可部会へ意見聴取した上で認可します。本事業の実施事業者に選定された場合であっても、認可を確約するものではありません。
- (4) 申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とします。
- (5) 審査委員会に関する質問には一切回答しないものとします。
- (6) 選定後に、必要に応じて明石市と協議を行い、事業計画書の内容を調整する場合があります。
- (7) 事業計画書については、実施事業者が責任をもって履行できる内容としてください。
- (8) その他、本募集要項に定めのない事項については、明石市において定めます。

12 お問合せ・事前協議申請書及び申請書類の申込先

明石市こども局こども育成室施設担当

電話：078-918-5247

e-mail：koshisetsu@city.akashi.lg.jp

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所議会棟1階